

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：金山棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

金山棚田

範囲については、別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（ 1 ） 棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

-令和 6 年度までに、金山棚田の耕作放棄率を 38.9%から、35%に減少させる。

・担い手の確保

-令和 6 年度までに、金山棚田の保全活動に取り組む人数を 35 人から 45 人に増加させる。

・生産性・付加価値の向上

-令和 6 年度までに、金山棚田における農地集積率を 88.3%から 90.0%に向上させる。

・鳥獣被害の防止

-令和 6 年度まで、金山棚田における鳥獣被害額 0 円（令和元年度）の現状を維持する。

（ 2 ） 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農作物の供給の促進

-令和 6 年度までに、イチジクの直販量を 200 パックから 400 パックに増加させる。

・自然環境の保全・活用

-金山棚田で地元小学校など毎年 20 人程度が参加し実施している、用排水路やため池に生息するホタルなどの水生生物の生き物調査を、継続して年間 1 回開催する。

また、新たに田植え等の農業体験イベントを年間 1 回開催し年間 20 人程度の参加者を確保する。

・伝統文化の継承

-春祭りで催される獅子舞・左義長などの伝統文化の継承を図り、年間各 1 回開催を維持する。

（ 3 ） 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田を観光資源とした地域振興

-令和 6 年度までに、ため池に飛来する白鳥を観察するための環境整備を行い、年間 200 人の来訪者を誘客する。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

- 多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金を活用し、耕作放棄地の発生抑制
- ・解消を行う。

・担い手の確保

- 地域おこし協力隊やボランティアを募り、金山棚田の保全活動に取り組む担い手を確保する。

・生産性・付加価値の向上

- 継続的に農業者同士の話し合いを行い、営農組織への農地集積を推進する。

・鳥獣被害の防止

- 金山棚田地域で侵入防止柵や檻の継続的な設置を行い、鳥獣被害対策を推進する。

棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

- イチジクの生産ハウスを1棟から2棟に増設し、収穫量の増量を図る。

・自然環境の保全・活用

- 金山棚田で地元小学校協力のもと、用排水路やため池に生息するホタルなどの水生生物の生き物調査や、田植え等の農業体験イベントを通じ、自然環境の保全を図る。

・伝統文化の継承

- 春祭りで催される獅子舞・左義長などの伝統文化の継承を図る。

棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田を観光資源とした地域振興

- ため池に飛来する白鳥を観察するための環境整備（駐車場の整備、看板の設置、通路の整備）を行い、新たに観測会イベントを企画・実施する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

金山棚田地域振興協議会は射水市、富山県、農業者、農業者団体、地域住民、金山土地改良区、で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項